

菅区地域まちづくり計画

未来につなぐ

～ すみよい げんきな 区 ～



平成28年4月

菅 区

目 次

第1章	計画の趣旨	1
第1	地域まちづくり計画とは	1
第2	地域まちづくり計画の必要性	1
第3	計画期間	1
第2章	菅区の現状と課題	2
第1	人口・世帯数の現状と課題	2
第2	農地の現状と課題	2
第3	自治運営の現状と課題	3
第3章	菅区の将来像	3
第1	目標	3
第2	基本方針	4
第3	計画の体系図	6
第4章	計画の推進と見直し	7
第1	行動計画の策定	7
第2	計画の見直し	7

<別紙>

○菅区行動計画

○参考資料

1. 区民アンケート結果
2. 計画策定に関するワークショップ開催結果
3. 菅区地域まちづくり委員会による区内視察結果
4. 委員会開催経過
5. 委員会委員名簿

第1章 計画の趣旨

第1 地域まちづくり計画とは

菅区地域まちづくり計画は、自分たちの住んでいる地域について、将来にわたって自らの力で守り、創り上げていくための目標や基本方針を定めた計画であり、菅区自治運営の総合的な指針となるものです。



第2 地域まちづくり計画の必要性

平成16年4月1日、丹後6町が合併して京丹後市が誕生しました。これにより、行政区域が広域化し、行政運営の合理化が進められ、行政サービスの提供のあり方が変化してきています。これまでのように行政が地域のすることを決めて押し付けるのではなく、地域のことは区民自らが意思決定をして運営をしていくという自立的で主体的な自治運営が求められています。

そのためには、現状を把握し検証する中で、自分たちの地域を今後どのようにしていくのか、今こそ地域の将来像を定め、自分たちの手でまちづくりを進めることが極めて重要となっています。

現在の菅区は、区内各所で進められてきた宅地造成地に新たな区民を迎えています。一方で、定住者の少子・高齢化の進行は他の地区と同様に顕著なものとなっています。関連して従来見えてこなかった空き家問題など諸課題が顕在化しつつあります。

このような状況の中、将来の菅区の発展に資するため、中長期的に自治運営の総合的な指針となる計画を策定する必要があります。

第3 計画期間

平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

第2章 菅区の現状と課題

第1 人口・世帯数の現状と課題

菅区の人口等の推移は、表1のとおりです。30年前から5年ごとの数字をみると、人口・世帯数ともに増加してきたものが、およそ15年前から人口は減少し、世帯数は微増となっています。また、高齢化率は上昇傾向になっています。これにより、少子・高齢化の進行がうかがえます。子育て支援や高齢者福祉への取組みが求められています。(2016年は直近の数字として参考です。)

【表1】 菅区の人口・世帯数等

(単位：人)

		1985年 (S60年)	1990年 (H2年)	1995年 (H7年)	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)
人口	男	569	622	636	634	618	617	582	598
	女	597	627	649	645	660	630	617	638
	計	1,166	1,249	1,285	1,279	1,278	1,247	1,199	1,236
世帯数		331	367	398	438	447	472	480	494
65歳以上の人口		—	—	—	—	277	304	320	329
高齢化率(%)		—	—	—	—	21.7	24.4	26.7	26.6

毎年3月31日現在の住民基本台帳による。(市役所提供)

<参考>2016年3月31日現在

峰山町の高齢化率(%)	31.9
京丹後市の高齢化率(%)	34.3

第2 農地の現状と課題

菅区の土地利用(面積)は、表2のとおりです。菅区は、これまでから、農地や山林に住宅地や事業所が広がり、峰山町内でも有数の大きな区として発展してきました。近年も宅地等への転用による農地の減少が続き、併せて農家の高齢化等による農業経営離れが進んでいます。

農地を守り自然と調和した環境づくりを行うためには、5年後、10年後を見

据えながら、農業経営のあり方、農地の保全管理、後継者育成などに地域ぐるみで取り組むことが重要となっています。

【表 2】 菅区の土地利用（面積） (単位：ha)

	田	畑	山林	その他	計
平成 27 年	35.5	3.3	28.1	31.4	98.3

平成 27 年 1 月 1 日現在の課税台帳による。(市役所提供)

第 3 自治運営の現状と課題

菅区の組織は、区長をはじめとする役員、班長（隣組長）、福祉委員や体育委員などの各種委員で構成しており、それぞれの活動を進めています。また、区の組織とは別に、趣味やサークル活動などを通して多くの各種団体が作られており、公民館活動等に協力してイベントを盛り上げています。

自治運営において重要な地区防災については、菅区自主防災組織が設立されており、毎年、地元消防団員等の協力を得て防災訓練を実施しています。今後、自然災害や地震に備え、自主防災組織の活動は益々重要であり、「自分たちの住んでいる地域は自らの力で守る」という取り組みが必要となっています。

当面の課題としては、宅地造成地に新たな区民を迎えることへの対応、これに関連して交通量の増加や排水対策等に伴う道路・河川等の整備と班編成の見直し、今年 4 月に吉原小学校と五箇小学校が統合されたことに伴う対応、旧吉原保育所建物の利用検討などが求められています。

第 3 章 菅区の将来像

第 1 目標

菅区の現状や課題、将来像を考える中で、まちづくりの目標を

『未来につなぐ ④みよい ⑤んきな ⑥区』とします。

第2 基本方針

目標をめざして、次の5項目の基本方針を設けて取組みます。

1. 福祉活動を充実します

高齢化が一層進む中で、元気で生き活きと暮らす中高年齢者づくりと若い世代の子育て支援への福祉活動について、創意工夫を凝らして実施します。



2. 安心・安全の地域づくりをします

区民が健やかで安心して暮らせる安心安全の強化を図る取組みを積極的に進めていきます。



3. 自治運営の更なる発展を推進します

近年、宅地造成地に新たな区民を迎える中、生活環境、人間関係・コミュニティや地域活動において、住んで良かったと思える地域づくりを行うとともに、健康増進や交流の場づくりにこたえるための取組みを進めて、自治運営の更なる発展を推進します。



4. 農地を守り自然と調和した環境づくりをします

防災機能のある農地を保全しながら、地域の自然環境保全を強化し、美化活動を積極的に進めます。



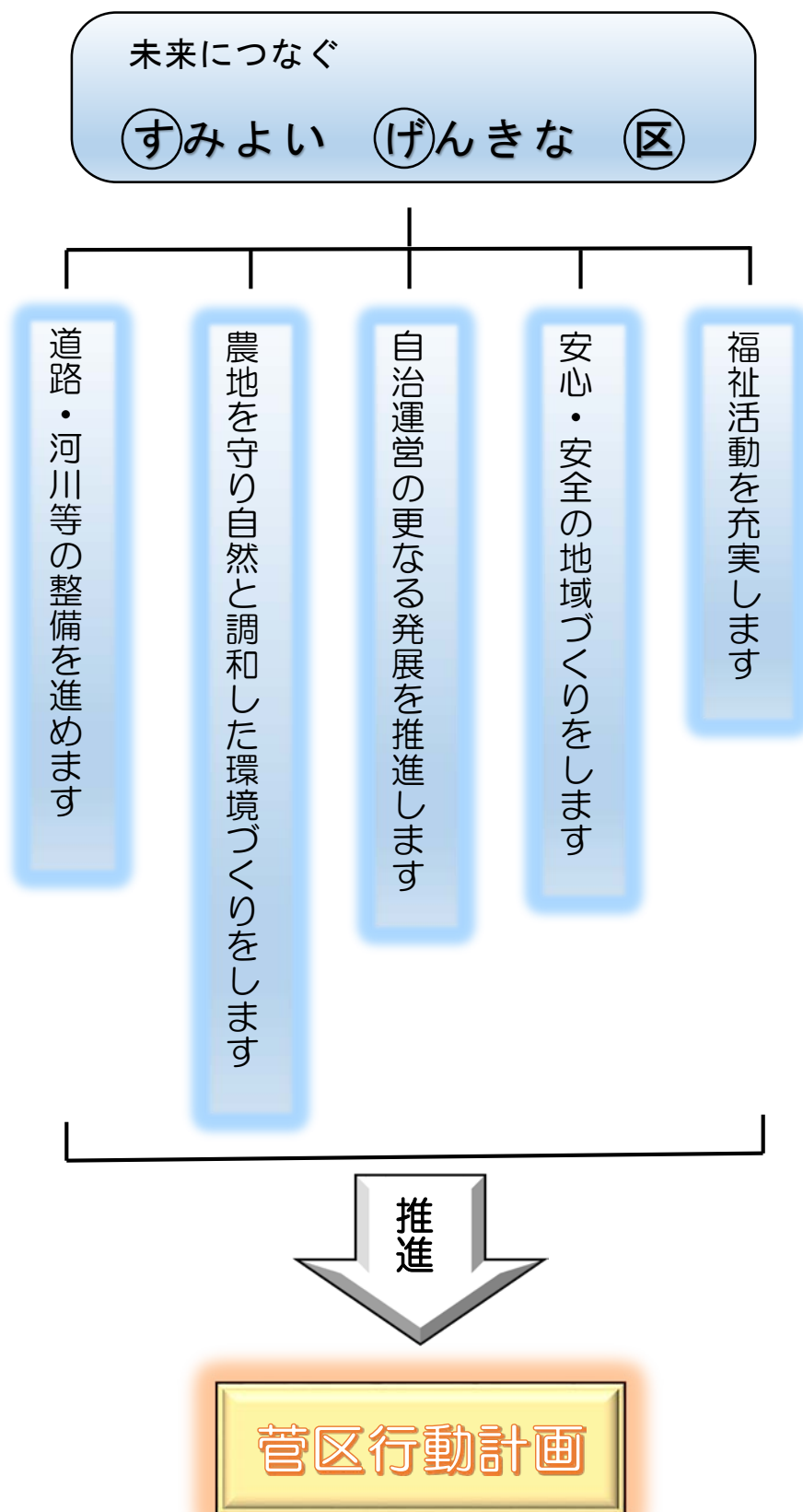
5. 道路・河川等の整備を進めます

将来においても、名実ともに住み良い活気ある地区としてあり続けるために、危険な交差点や狭い道路の改良、集落内水路等の改修促進を進めます。



第3 計画の体系図

菅区地域まちづくり計画



第4章 計画の推進と見直し

第1 行動計画の策定

この計画を推進するため、別に菅区行動計画を策定します。

第2 計画の見直し

必要に応じて5年を経過した後に、この計画の見直しを検討します。

菅区行動計画

平成28年4月

菅 区

目 次

第1 基本事項	1
第2 主な取り組み	1
1 . 福祉活動を充実します	2-1
2 . 安心・安全の地域づくりをします	2-1
3 . 自治運営の更なる発展を推進します	2-2
4 . 農地を守り自然と調和した環境づくりをします	2-3
5 . 道路・河川等の整備を進めます	2-3

第1 基本事項

1．行動計画の位置付け

この行動計画は、管区地域まちづくり計画の内容を推進するための計画として位置付け、これまでの区の自治活動や区民のアンケート結果及びワークショップでの意見を踏まえて、主な取組内容を示したものです。

2．行動計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

3．行動計画の見直し

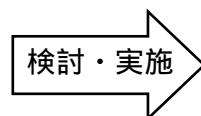
この行動計画は、管区役員会の承認をもって、見直すことができます。

第2 主な取組み

矢印の内容



調査・研究・情報収集に努め、実施について検討します。
(取組みを延期または中止する場合も含まれます。)




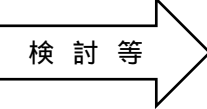
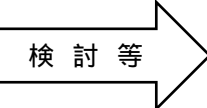
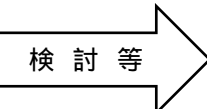


取組みを検討し実施します。







すでに実施している取組みを継続実施して進めます。

1. 福祉活動を充実します

区分	番号	取組項目	取組内容	実施主体	実施年度					備考
					H28	H29	H30	H31	H32	
1	1	ふれあい懇親会の開催	75歳以上の区民を招待し懇親会(敬老会)を開催する。	菅区	継続実施 					
1	2	福祉活動の充実	福祉委員会の活動を支援し、福祉活動の充実を図る。	菅区	継続実施 					
1	3	民生委員への協力	区内の民生委員の増員要望等、区独自で民生委員への協力体制を検討する。	菅区	検討等 					
1	4	子育て支援	PTA、民生委員、福祉委員等で「菅区見守り隊」を作り、区全体で子育て支援ができるシステム作りを検討する。	菅区	検討等 					
1	5	子育てサロンの設置	保育所に行くまでの幼児や若い母親を対象とした子育て相談ができる場所を検討する。	菅区	検討等 					
1	6	高齢者の見守り	区・隣組単位で高齢者(特に認知症の方)を見守る体制を検討する。	菅区	検討等 					

2. 安心・安全の地域づくりをします

2	1	防犯灯の整備	新規住宅地区への防犯灯の新設及び既設個所の維持管理を行う。	菅区	継続実施 					
2	2	消防団への支援	区内の消防団活動を支援する。	菅区	継続実施 					
2	3	防災訓練の実施	防災訓練を実施し防災意識の高揚を図る。	菅区	継続実施 					
2	4	自主防災組織の育成	自主防災組織の周知、育成等を行う。	菅区	継続実施 					

区分	番号	取組項目	取組内容	実施主体	実施年度					備考
					H28	H29	H30	H31	H32	
2	5	防火設備の充実	消火栓ボックスの増設など、防火設備の充実を図る。	菅区	→ 検討・実施					
2	6	空き家対策	空き家の情報を把握し、地域振興に役立てる取組みを検討する。	菅区	→ 検討等					
2	7	通学路の安全対策	小学校、中学校の通学路の安全対策を府や市に要望する。	京都府 京丹後市	→ 継続実施					
2	8	事故防止看板の設置	子供たちを交通事故等から守るため、飛び出し注意等の看板の増設を検討する。	菅区	→ 検討・実施					
2	9	私道除雪の支援	私道の除雪の支援を検討する。	菅区	→ 検討等					

3. 自治運営の更なる発展を推進します

3	1	区民運動会・文化祭・グラウンドゴルフ大会の開催	区民の交流・ふれあい活動の一環として行う。	菅区	→ 継続実施					
3	2	秋祭りへの支援	秋祭りの開催を支援する。	実行委員会	→ 継続実施					
3	3	公民館活動等の充実	体育委員会、婦人部、菅区PTAの活動を支援し、公民館活動等の充実を図る。	菅区	→ 継続実施					
3	4	公民館資金の積立て	公民館の建設・改修等に備え、資金を積立てる。	菅区	→ 継続実施					
3	5	秋祭り資金の積立て	みこしの更新・修繕等に備え、資金を積立てる。	菅区	→ 継続実施					
3	6	公民館の改修等	公民館の利便性が増すように建物の改修及び備品の更新を検討する。	菅区	→ 検討・実施					

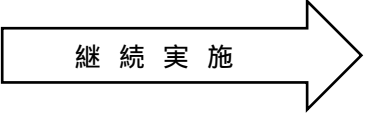
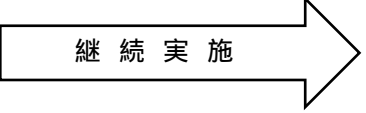
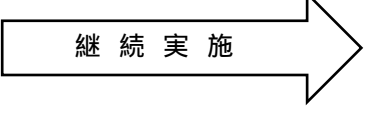
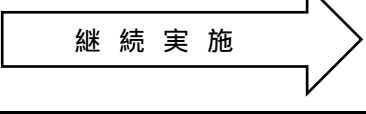
区分	番号	取組項目	取組内容	実施主体	実施年度					備考
					H28	H29	H30	H31	H32	
3	7	公民館駐車場の増設	公民館駐車場の増設を検討する。	菅区	→ 検討等					
3	8	子供の遊び場や高齢者のいこいの場の設置	子供や高齢者が気軽に集える場所の設置を検討する。	菅区	→ 検討等					
3	9	小規模公園の設置	小さな子供が安心安全に遊べる公園の設置を検討する。	菅区	→ 検討等					
3	10	旧吉原保育所の利用	旧吉原保育所の建物の利用について、特別委員会等を設けて検討する。	菅区	→ 検討等					
3	11	班(隣組)の編成	住宅新築に伴い、班編成等のあり方を検討する。	菅区	→ 検討・実施					
3	12	上菅集会所の改修等	上菅集会所の改修等を検討する。	菅区	→ 検討・実施					

4. 農地を守り自然と調和した環境づくりをします

4	1	ゴミ箱の整備	新規住宅地区へのゴミ箱の新設及び既設箇所の維持管理を行う。	菅区	→ 継続実施					
4	2	花いっぱい運動の実施	公民館周辺や幹線道路沿いの一部に花を植栽し、花のある環境づくりをする。	菅区	→ 継続実施					
4	3	農地の休耕・荒地対策	農会と連携しながら農地が荒れないよう対策を検討する。	菅区	→ 検討等					

5. 道路・河川等の整備を進めます

5	1	道路・河川等の修繕	小規模な修繕工事及び急を要する工事等については、区で実施する。	菅区	→ 継続実施					
---	---	-----------	---------------------------------	----	--------	--	--	--	--	--

区分	番号	取組項目	取組内容	実施主体	実施年度					備考
					H28	H29	H30	H31	H32	
5	2	総役の実施	春と夏に総役により道路・河川等の維持補修・清掃活動を行う。	菅区						
5	3	府道の改良	府道網野峰山線の危険箇所などの道路改良を京都府へ要望する。	京都府						
5	4	鱒留川の改修	河川の浚渫、護岸修繕などを京都府へ要望する。	京都府						
5	5	道路・河川等の整備	市道や河川等の改良工事を京丹後市へ要望する。	京丹後市						
5	6	ため池の整備	スベ内ため池の改良工事を京丹後市に要望する。	京丹後市	